

平成24年度第1回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成24年6月1日（金曜日）

午後1時から午後3時まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

平成24年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成24年6月1日（金） 午前1時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1議室

出席委員：堀切川一男 委員 成田由加里 委員 足立千佳子 委員
安藤 朝夫 委員 井上 千弘 委員 小坂 健 委員
折腹実己子 委員 本図 愛実 委員 山本 玲子 委員

欠席委員：なし

司 会 ただいまから、宮城県行政評価委員会平成24年度第1回政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、伊藤震災復興・企画部長より御挨拶を申し上げます。

震災復興・企画部長 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。震災復興企画部長の伊藤でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、この度は、行政評価委員を引き続きお引受けいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、この5月30日に県の評価原案である基本票を公表し、宮城県行政評価委員会に諮問させていただいたところです。通常ですと、将来ビジョンのみですが、震災復興計画関係が評価の対象に加わったため、委員の皆様方には大変な御負担をおかけすることとなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

先般、私どもの政策財政会議等で、基本票について議論がありました。とりわけ、復興については、まだ手についたばかりという状態です。今回の評価結果は、ほとんどが「概ね順調」ということであります。ただ、その一方では、皆さん御承知の通り、報道では復興は遅れているという論調でございます。私どもなりに悩みました。ただ、平成23年度という年は、とりわけ復興の初動期でもあり、まずは復旧に追われた年でもあります。そういう意味では、復旧期の目標数値は必ずしも高くありません。その後、加速度的に10年間でスピードをあげていきます。そういうことを考えますと、多くの施策において、我々なりに順調に目標に達しているのではないかという判断でございました。そのような事情でございますが、委員の皆様方には、これらの評価原案の内容につきましてよろしく御審議をいただき、御意見、御指摘頂ければと思います。

大変恐縮ですが、所用のため中座させていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

司 会 続きまして、定足数等の御報告をさせていただきます。本日は、堀切川部会長をはじめ9名の委員に御出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議が有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。進行については行政評価委員会条例第4

条第1項及び第6条第6項の規定により堀切川部会長に議長をお願いいたします。

堀切川部会長 平成24年度の政策評価部会長を務めさせて頂くことになりました、堀切川でございます。皆さん、お忙しい中1人も欠けることなく全員御出席いただきまして、ありがとうございます。来週からそれぞれ分科会に分かれて、かなり膨大な業務に入りますが、県の担当者の皆さんも非常に忙しい中やっただけと思うので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、初めに議事録署名委員を指名させていただきますと思います。前回の政策評価部会では井上委員、小坂委員をお願いしておりました。今回は、足立委員、安藤委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい。」の声あり。）お手数ですがよろしくをお願いいたします。

それでは、次に会議の公開についてですが、当委員会の運営規程第5条の規定により、当会議は公開とします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、(1)の平成24年度政策評価・施策評価について入ります。

資料1を御覧ください。平成24年度政策評価・施策評価につきまして、資料1のとおり知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして、本部会において調査、審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価、施策評価の状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

震災復興政策課長 震災復興政策課長の千葉でございます。2年前まで担当補佐という事でお世話になっていましたが、2年経過してまた戻って参りました。引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、私から平成24年度政策評価・施策評価につきまして御説明をいたします。

(1)平成24年度政策評価、施策評価につきましては、昨年3月11日に発生した東日本大震災により宮城県では甚大な被害を受け震災復興に向け、迅速かつ優先的な対応が必要であったことから、昨年度は実施いたしませんでした。このため政策評価・施策評価については2年ぶりの実施となります。

それでは県の評価原案である政策評価・施策評価の基本票について、資料2-1の要旨に基づいて説明いたします。あわせて資料の2-2としてすべての政策及び施策に関する基本票、こちら非常に大きな別冊となっておりますが、こちらの方も御覧ください。

それではまず資料2-1の「平成24年度の政策評価・施策評価基本票の要旨」の1ページをお開きください。政策評価・施策評価の趣旨、目的については記載のとおりであり、平成22年度からは変更はございません。

2(2)の宮城の将来ビジョン等の体系と政策評価・施策評価との関係については、今年度の評価では、従来の「宮城の将来ビジョン」の評価に加えまして、昨年10月に策定いたしました「宮城県震災復興計画」及び今年3月に策定した

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」を基に、平成23年に実施した政策、施策及び事業に対して評価を行います。

2ページに宮城の将来ビジョン等の体系と政策評価・施策評価との関係を示したイメージ図を掲載しておりますので、御覧ください。

次に3ページをお開きください。(3)政策評価・施策評価の対象及び方法等、4ページの(4)政策評価・施策評価の流れにつきましては、後ほど、議事(2)で具体的な審議方法やスケジュールについて御説明します。

次に5ページを御覧ください。今年度の政策評価・施策評価の状況について御説明します。10ページ以降にすべての政策、施策の結果を記載しておりますのであわせて御覧ください。今年度の政策評価・施策評価は「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」、こちらの2つの体系がございますので、それぞれの体系を分けた形で実施しております。

まず「宮城の将来ビジョン」及び「将来ビジョン・震災復興実施計画」の体系における政策評価の状況ですが、5ページの下の方に記載しているとおり「順調」とした政策はなく、「概ね順調」とした政策は11、「やや遅れている」とした政策は3、「遅れている」とした政策はございませんでした。平成22年度の評価結果から数値上の増減はありませんでした。

6ページを御覧ください。「やや遅れている」と評価した政策は3つございましたが、参考1のとおり、政策4「アジアに開かれた広域経済圏の形成」、政策6「子どもを生み育てやすい環境づくり」、政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」となっております。この3つが「やや遅れている」と評価した政策となっております。

次に施策評価の状況ですが、下の表に記載されているとおり、「順調」と評価した施策は1、「概ね順調」とした施策は26、「やや遅れている」とした施策が6、「遅れている」とした施策はございませんでした。平成22年度の評価結果と比較すると「順調」が1施策減少し、「概ね順調」が1施策増加しました。

7ページを御覧いただきたいと思っております。参考2に記載しておりますが、「順調」と評価した施策は政策8の施策21「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」となっております。「やや遅れている」と評価した施策は、参考3のとおり、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」の政策4の施策8と、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の政策6から政策9に関わる5つの施策となっております。

次に、「宮城県震災復興計画」及び「震災復興実施計画」の体系における政策評価の状況ですが、7ページ下の表に記載しているとおり、「概ね順調」とした政策は7、「順調」、「やや遅れている」、「遅れている」とした政策はございませんでした。

8ページを御覧願います。施策評価の状況ですが、「順調」とした施策が2、「概ね順調」が20、「やや遅れている」が2、「遅れている」とした施策はございませんでした。

参考4を御覧ください。「順調」と評価した施策は、政策5の施策1「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」と施策3「上下水道などのライフラインの復旧」となっております。「やや遅れている」と評価した施策は参考5のとおり、政策1の施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」と政策6の施策3「生涯

学習・文化・スポーツ活動の充実」となっております。

各政策評価・施策評価の結果は10ページ以降の一覧表を御覧ください。宮城の将来ビジョン等の体系における政策評価・施策評価状況一覧表には、平成22年度の評価結果もかっこ書きで記載しております。

以上、平成24年度政策評価・施策評価につきまして、御説明を終わります。
よろしく願いいたします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。それではただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等ありましたらお願いします。

安藤委員 将来ビジョンの方が、2年ぶりなので、本来、政策評価は平成22年度、23年度の2年分になると思うのですが、23年度のみでよろしいのですか。

企画・評価専門監 平成22年度の政策・施策に係る評価は23年度に実施する予定でしたが、23年度につきましては東日本大震災の関係がございまして、復旧復興事業に専念するというので、22年度に対する評価は実施しませんでした。それで今年度2年ぶりに評価するということになりました。

安藤委員 今年度、2年分を評価するということにはならないのですか。

企画・評価専門監 条例上、前年度の政策、施策及び事業について行うものとなっておりますので、今年度の評価は23年度の政策、施策、事業に対して評価していきます。

堀切川部会長 確か、目標値や実績値については、グラフ上は出てくる形だったかと思います。

企画・評価専門監 目標指標の関係につきましては、昨年度末に実施計画を策定しておりまして、その中で出てまいります。

堀切川部会長 それは22年度分もあったと思いますが。

企画・評価専門監 今回、基本票の中には出てまいりません。

堀切川部会長 その他いかがでしょうか。

山本委員 震災復興関係のものですけど、県の予算でゼロになっているもの等がございまして、財源はどうなっているのかと疑問に思ったので、一覧みたいなものがあれば見せていただきたいと思います。もしそういうのがあれば、こちらも仕事がし易くなると思います。

企画・評価専門監 財源的に一覧になっているものは今のところ御用意しておりません。

震災復興政策課長 ゼロになっているものについては非予算事業といひまして、予算は使わずに事務的なことでいろいろやったとかそういったものがございまして、個別に審議す

る中で確認していただいた方がよいと思います。先ほど申し上げましたように、例えば一つの施策に関して県の事業あるいは国の事業とかがどうなっているとか、そういった資料まで作っていないというのが現状です。

山本委員 事業相互の関係とか、それが行われることに対しての県の関わりみたいなものがよく見えてこない項目があったものですから。今更間に合いませんでしょうか。

企画・評価専門監 県の関わりですね。基本的に財源は様々ですけど、県として実施する事業については評価の対象としております。

山本委員 「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の概要」を見ると、実施計画掲載事業における総事業費と県事業費で差がでているものが幾つかありました。個別の事業ごとに一覧にさせていただくとありがたいと思います。

企画・評価専門監 例えば、具体的にはどの部分になりますでしょうか。

山本委員 実施計画を見ると、例えば平成23年度まで目標値がゼロで、24年度になると100パーセントあるいは25年度に100パーセントになるようなものがあります。そういうのはだいたい23年度指標そのものが皆さんに理解しやすい指標ではないということですね。ゼロから100にいく間に、いろんな予算が使われている理由、それも県独自の予算なのか復興関係の予算なのか分からないようになっていたと思うのですが。ここで細部をいっていると時間がかかり、皆さんには大変申し訳ないですが。

企画・評価専門監 年度によって100パーセントになるというものもございしますが、事業によって実施計画3カ年で計画しており、年度によって実施するものもあれば、実施しないものもございまして、例えば計画的に25年度に一気に上がるというものの中には出てきます。

山本委員 例えば、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の概要」の7ページの③上下水道などのライフラインの復旧ということで、水道施設復旧事業の総事業費が66億4100万になっていて、そのうち県の事業費が100万となっております。そうすると差額は一体、計画の中からどうでているのかなと思うのです。そういうことがわかると作業がし易いかなと思います。

企画・評価専門監 事業費の関係でございしますが、事業を実施するにあたりまして、例えば市、町等が負担する場合もございしますので、その差額についてはそういった市、町等が負担したものを含めて、全体で事業費が総事業費になっているという考え方でございます。

山本委員 はい、それはわかります。市町村なり国なりが差額を負担しているのだろうとと思っています。ただ、県がどれだけの事業費を使って支援するのかといったことがわからないと、適切であるかどうかという評価ができない場合があるのではな

いかと思っています。

例えばこれだけでいいのだろうかという考え方もあれば、ちょっと多すぎるのではないか、他のところでやってもらってもいいのではないかという評価もあるのでないかと思います。

震災復興政策課長 事業費の基本的な考え方ですが、例えば1つの事業をするのに市町村で100かかったとすれば県の方で、例えば半分であれば50負担していますとなります。ですから50の部分を積み上げたのが県事業費で、100を積み上げたものが総事業費という考え方になっています。

山本委員 つまり、ある意味、補助金事業的なものと考えていいのですか。

震災復興政策課長 そうですね。一部、分担して一つの事業をやっているということですね。

山本委員 細かいところでそういうことはわかりますが、今のところそういう一覧的なものがないし、示せないということですね。

企画・評価専門監 今回のところ御用意しておりませんが、検討させていただければと思います。

堀切川部会長 よろしいでしょうか。私は中身がよく理解出来ていないのですが、7ページというのは、どの資料の7ページでしょうか。

山本委員 以前頂いた「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画の概要」です。

堀切川部会長 今日の配付資料にはないものですね。

山本委員 はい。

堀切川部会長 理解しました。

山本委員 これに基づいて政策評価・施策評価を行っているというお話だったので、整合性がないといけないかなと思ってお聞きしました。

堀切川部会長 総事業費の中の県事業費で、では総事業費ってどこから何がきていて、どこからどう負担しているのかというのが見えにくいところですね。

山本委員 それが見えてこないから、こちらの基本票を見ておりましたが、どういう風に評価したらいいのかちょっと迷うところが結構ありました。見せていただけると判断し易いのかなと思います。

堀切川部会長 基本票の方は県事業費でやっていて、県事業費をベースに出来上がっているという理解でよろしいのですよね。総事業費から県事業費を引いた残りの部分がどう絡んでいるのかが見えてこないということなのですね。

これは場合によっては、それぞれの分科会の際の資料に記載されているかも知れないのではないのでしょうか。

山本委員 細かいところは分科会で見られると思うのですが、全体的に示していただければ、もっと理解し易いと思ったので質問したというところです。

堀切川部会長 県の方では、少し検討してみるという話なので、前向きに検討していただいて、お願いしたいと思います。

その他いかがでしょうか。

では、次の御説明を伺うと、また中身が見えてくるところもありますので、続いて（２）政策評価部会・分科会の進め方等について入りたいと思います。

堀切川部長 まず、各分科会に属する委員の指名を行いたいと思います。分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第4項及び行政評価委員会運営規程第7条によりまして、部会長が指名することとなっております。今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、資料3の内容でお願いしたいと思います。

資料3を御覧ください。各分科会で二重丸が記載されている委員についてはその分科会の分科会長をお願いしたいと思います。なお、第2分科会で御審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、第3分科会から安藤委員にも加わっていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今年度の分科会の進め方等について事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 震災復興政策課企画・評価専門監の羽田と申します。よろしく申し上げます。それでは私の方から、政策評価部会分科会の進め方等につきまして、御説明をさせていただきます。

政策評価部会及び分科会の進め方は、今年度から「宮城県震災復興計画」の体系による評価が加わることにより、平成22年度から変更している点がございますので、その変更点と部会及び分科会を進めるに当たって、特に御留意していただきたいポイント等を中心に御説明いたします。なお、説明の都合上、資料の参照が前後することがございますので、予め御了承いただきたいと思います。説明は、お手元の資料4～9を用いて行いますので御用意いただきたいと思います。

資料4を御覧いただきたいと思います。

最初に今年度の政策評価・施策評価関係の全体のスケジュールを御説明いたします。黒丸のある項目が行政評価委員会、政策評価部会及び分科会関係のスケジュールになります。

昨年度は2月に当部会、3月に行政評価委員会を開催しまして、今年度の政策・施策評価の審議の進め方等につきまして御審議いただいたところがございます。今年度につきましては、資料の中ほどになりますが、先ほど、部会長からの御報告がありましたように、政策評価・施策評価について、5月30日に行政評価委員会へ諮問させていただいているところがございます。前後しますが、その二つ上になりますが、諮問と同時に評価原案を公表するとともに、県民意見の聴取を始めており

ます。県民意見の聴取は、5月30日から6月28日までの30日間としております。

本日6月1日ですが、第1回政策評価部会を開催させていただいております。その後、部会の下にあります日程に従いまして、分科会の開催を予定しております。各分科会での審議を経まして、7月13日に答申（案）のとりまとめのための第2回政策評価部会を開催させていただき、7月下旬には答申をお願いしたいと考えております。その後、最終的な評価書の報告と翌年度の評価スケジュールについて審議いただくため、第3回政策評価部会を12月に開催し、また、来年3月には各部会の審議結果を報告する場として、行政評価委員会を開催することとしております。

この他、政策評価・施策評価の関連では、12月に県民意識調査を実施することとしております。

次に資料5を御覧ください。

今年度の政策評価部会分科会の進め方等を御説明いたします。

「1. 政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について」ですが、点の一つ目にありますように、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の体系に基づき、21政策、57施策のすべてを審議・判定いただくこととしております。

点の二つ目ですが、判定の対象は、「政策・施策の成果」に係る県の自己評価（原案）の妥当性としています。

点の三つ目ですが、「政策・施策を推進する上での課題と応対方針」については、県の自己評価（原案）に対して、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

「2. 審議方法の変更点について」ですが、審議に当たっては、新たに対面審議項目の事前抽出を行い、審議の効率化を図るとともに、書面審議の補完的な導入を図り評価の実効性を確保することとしております。

なお、「対面審議」とは、委員からの質疑に対する県担当者の回答を対面で行うことにより審議する手法、つまりこれまでの審議方法と同じになります。また、「書面審議」とは、対面審議以外の審議手法と定義しております。

対面審議項目の事前抽出をはじめとする審議の進め方については、裏面を御覧ください。これは、今年2月に開催しました当部会の資料の抜粋でございます。

この資料で「2. 政策評価部会・分科会の審議の進め方について」の四角の一つ目に、開催回数は分科会毎に2～3時間の審議を3回程度とすること、二つ目の四角には対面審議項目の事前抽出方式を導入することとし、審議項目については事前に絞り込みを行うこと、また、審議は宮城県震災復興計画に係る評価結果を優先すること、四つ目の四角では、対面審議ができない場合等に文書で質問、回答を行う書面審議を補完的に導入することについて当部会にお諮りをしまして、御了解をいただいているところです。

今回の対面審議項目の事前抽出等につきましては、この2月の部会の内容を具体化したものでございます。

表面にお戻りください。

「3. 分科会の進め方」、点の二つ目ですが、開催回数は各分科会とも4回から5回を予定しております。

点の三つ目、その下の四角の三つ目に対面審議項目の事前抽出を記載しており

ますが、震災復興計画関連の政策・施策については対面審議項目の事前抽出は行わず、すべて対面審議としまして、質疑応答時間は従来同様、1政策当たり8分、1施策当たり30分を目安に行うこととしております。

ビジョン関連の政策・施策につきましては、対面審議項目の事前抽出を行うこととしています。具体的には抽出する委員の人数によりまして、審議時間の配分を変えております。政策評価は、委員1名以上が事前抽出した政策は、1政策あたり8分を目安に対面審議を行います。事前抽出のない政策につきましては、対面審議を行わないこととしています。ただし、政策を構成する施策が1施策でも事前抽出された場合には、1政策当たり8分を目安に対面審議を行うこととしております。

次に施策評価ですが、委員2名以上が事前抽出しました施策は1施策当たり20分、1名が抽出しました施策は10分を目安に対面審議を行い、事前抽出のない施策は対面審議を行わないこととしています。

次の四角の米印の一つ目にありますように、政策に係る対面審議につきまして、政策評価担当課室、施策評価担当課室が臨席することを基本とし、米印の二つ目にありますように、施策に係る対面審議につきましては、関係する政策評価、施策評価、目標指標及び事業担当課室が臨席することを基本としています。

なお、この取扱いは、平成22年度と同様でございます。

質疑応答後、県の自己評価（原案）に対する意見の集約を行いまして、判定及び判定理由等の決定を行っていただくこととなります。

次に、資料6を御覧ください。

対面審議項目の事前抽出等を踏まえまして、分科会当日のより具体的な進め方について、御説明します。

初めに論点整理を行っていただきまして、次に事務局からの質疑応答手順の確認を行い、その後、審議に入ります。政策を構成します最初の施策について、担当課から概要説明がありまして、その後、質疑応答を行います。所要時間は震災関連が30分、ビジョン関連は事前抽出の状況によりまして、20分、10分を見込んでございます。

なお事前抽出がなかった場合は、対面審議は行わないこととなります。

複数の施策があれば同様にして、1施策当たり30分をかけまして、概要説明、質疑応答を繰り返していきます。施策評価の質疑応答終了後、政策評価の審議を行います。施策同様、担当課から概要説明があり、その後、質疑応答を行い、概ね10分位で、一つの政策に係る分科会審議を終了したいと考えております。

なお、政策評価の対面審議は、施策も含めて事前抽出がなかった場合には行わないこととなります。政策評価の審議を終了し、県の担当課が退席した後、判定及び判定の理由の決定を行っていただくこととなります。

資料6の中に、出席課室を記載しておりますが、先ほど御説明しましたように、目標指標等担当課（室）、事業担当課（室）については、例年同様、施策についての審議のみ出席し、政策の審議には出席しませんので、特に目標指標や事業に関する御質問がありましたら、施策評価の審議の際にお願いします。

次に、資料7を御覧ください。

こちらには、諮問から答申に至るまでの流れを示しております。最終的な県の評価結果を議会へ報告する時期が今年度も例年同様9月になると見込まれますので、分科会の開催時期等も例年と同じ時期にさせていただきます。委員の皆様にはお

忙しいところ、大変御負担をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、簡単に流れを確認して参りたいと思います。

資料4でも御説明しましたとおり、知事から行政評価委員会委員長に対しまして、県の評価原案であります基本票の内容が妥当かどうかをお諮りするための諮問がなされております。

本日、第1回政策評価部会が開催され、先ほど、堀切川部会長から、各分科会所属委員の指名が行われたところでございます。6月4日以降、19日までの間、各分科会の開催を予定していますので、各政策・施策の審議をよろしくお願ひいたします。分科会の具体的な進め方については、この後、御説明しますが③—3の囲いの最初の説明書きにありますように、分科会ごとに判定とその理由を集約し、後ほど説明します「審議結果報告書」を作成することになります。大変厳しい日程ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

この後、④にありますように、答申案の作成に入ります。各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに、部会全体としての答申案をとりまとめ、事務局から各委員の皆様へ送付しますので、御確認をお願いします。

その後、第2回政策評価部会を7月13日（金）に開催いたしまして、部会としての答申内容を審議・決定していただき、7月下旬には行政評価委員会から県に対しまして答申を行っていただく予定としております。

なお、答申の内容につきましては、行政評価委員会条例第6条第7項の規定によりまして、部会の議決をもって、行政評価委員会の議決となりますことから、部会の議決をもって決定されることとなります。

特にご留意頂きたいポイントをもう少し具体的に見ていきます。

まず、②の第1回部会開催の囲いの中の一番下の点にありますように、各分科会の担当委員におかれましては、大変恐縮ですが、分科会前々日の午後3時まで「対面審議項目の事前抽出（別紙1）」を、また、原則として分科会前々日まで「要質疑事項（別紙2）」をメール又はファックスにより御提出くださるようお願いいたします。

次のページ別紙1を御覧ください。

これは、事前抽出用紙の例として、第1分科会で御審議いただく政策、施策の一部を記載しております。ここには、左から、政策名、政策に対する県の評価原案、施策名、施策に対する県の評価原案、目標指標等とその達成度、県民意識調査の結果、施策を構成する事業の有効性や決算見込額等を記載しております。これらの情報や資料2—2の基本票の内容をもとに、対面審議が必要と判断された政策、施策については「※印 対面審議」の欄に丸印を記入していただき、分科会の前々日午後3時まで事務局あて御提出をお願いします。

次のページを御覧ください。

要質疑事項の様式でございます。平成22年度の評価の際に使用した様式を一部変更しておりますので、新旧対照で分かるようにしています。左の様式にありますが、変更箇所アンダーラインを引いてございます。左上の米印のところですが、提出期限に「原則として」を加えてございます。これは、分科会の日程が過密になっておりますので、前々日まで提出が難しい場合もあると思われまことから、原則とさせていただきます。更に、その下の要質疑事項の欄に米印でアンダーラインを引いてございますが、「※対面による回答を必要としない質疑事項に

については、該当する質疑事項の末尾に×と付記願います。」との記載を加えております。この様式は、委員の皆様が御担当されます政策・施策について、疑問点等を記載いただきまして、それを事務局でとりまとめ、論点整理の際に活用できるようお配りする予定でございます。

なお、要質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会審議をより効率的・効果的に進めるために、政策・施策の各担当部局にも、事前に情報提供させていただきたいと考えておりますので御了承願います。

次のページ別紙3を御覧ください。要質疑事項に対する担当課からの回答様式ですが、分科会に出席し回答する場合には、提出しなくてもよいこととしております。

次に、資料の1ページに戻っていただきまして、③の分科会開催についてですが、分科会は6月4日から19日にかけて開催を予定していますが、資料中ほどの③-1論点整理に記載しておりますように、分科会開催当日は、審議開始の前に、少し早めにお集まりいただきまして、事前の論点整理を行っていただきたいと思っております。委員の皆様から事前に提出いただきました要質疑事項をまとめたものを、当日配布しまして、判定に必要となります論点、あるいは質問等を分科会長の進行でまとめていただくようお願いしたいと思っております。

次に③-2質疑応答ですが、審議は、三つの分科会に分かれて行い、質問等はそれぞれの分科会の事前の論点整理等を踏まえて行っていただくようお願いいたします。

最後に③-3の判定及び判定理由等の決定ですが、分科会終了後に、その場で答申意見につながります判定理由を集約いたしまして、決定した上で分科会毎に、別紙4-1、4-2の審議結果報告書を作成することになります。

審議結果報告書の記載内容については、後ほど、御説明させていただきたいと思っております。なお、委員間での意見調整・集約につきまして、メモ用紙ということで別紙5の意見整理票を準備させていただいておりますので、御活用いただければと思います。この意見整理票については、別紙5、最後のページになりますが、新旧対照表になっており、「表の項目」等を若干変えております。

次に、資料8を御覧いただきたいと思っております。

この様式は「政策の成果」及び「政策を推進する上での課題と対応方針」についての審議ポイントを記載したものです。表が政策評価、裏が施策評価の様式となっています。表面の政策評価の審議ポイントを御覧ください。ここで、県の自己評価であります基本票につきまして、その妥当性を判断していただく際のポイント等について、御説明させていただきたいと思っております。

「政策の成果」については、県が行います「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階の評価原案について、「評価の理由・各施策の成果の状況」からみて、妥当かどうか判断をいただくこととなります。判定は、「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で行い、あわせて判定理由も決定していただきます。「適切」は、県の評価原案につきまして、評価理由が十分であり評価は妥当であると判断されるものを指します。「概ね適切」は、評価理由に一部、不十分な点が見られるものの、評価は妥当であると判断されるものを指します。「要検討」は、評価の理由が不十分で評価の妥当性を認めることができないため、評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。

もう少し分かりやすくするために、下段に参考として、判定の流れのフロー図

を記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

まず、県が行った評価が妥当か、あるいは妥当性を認めることができないか判断をしていただきます。評価が妥当の場合には、評価の理由の記載内容が十分である場合には「適切」とし、評価は妥当だが評価理由の記載内容が足りないとか、あるいは、明確でないなど、一部不十分である場合には「概ね適切」とします。

なお、その際は、検討箇所を明示していただくことになります。

一方、評価理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができない場合には、「要検討」とし、検討箇所を明示していただくこととなります。

次に、資料の中ほどに審議ポイントの二つ目の項目として記載している「政策を推進する上での課題と対応方針」については、政策の成果や各施策の課題等から見て妥当かどうかで判断していただきます。なお、県が示す評価原案に対して意見がある場合には、具体的にはその内容を決定していただきます。

次に、施策評価の審議ポイントにつきまして、御説明させていただきます。裏面を御覧ください。「施策評価」につきましても、県が行う「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階の評価原案について、目標指標等の達成状況、県民意識調査の結果、社会経済情勢等、さらには事業の実績及び成果などの「評価理由」からみて、妥当かどうかを判断していただき、政策評価と同様に「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定していただいた上で、判定理由を決定していただきます。

なお、県民意識調査については、平成23年度は実施しておりませんので、直近の平成20年度、平成22年度の過去2カ年の調査結果から、その傾向や推移について整理、分析しております。

次に、もう一つの評価項目である「施策を推進する上での課題と対応方針」については、「施策の成果」等から見て妥当かどうかで判断していただきます。

なお、県が示す原案に対して意見がある場合には、具体的にその内容を決定していただきます。こうしてまとめていただいたものが、「審議結果報告書」ということとなります。

資料7に戻っていただきたいと思います。資料7、別紙4-1が政策評価の審議結果報告書、4-2が施策評価の審議結果報告書の様式になりますので御覧ください。別紙4-1は政策評価になります。2月の部会で御了解いただいた様式の見直しを踏まえ、一部変更しておりますので新旧対照で載せてございます。

左側の変更後の様式を御覧ください。

「県の評価「政策の成果」に対する判定」欄については、県の自己評価に対して3段階のいずれかで判定をしていただきますが、判定結果を示す1番目の「適切」についての判定理由は、記載のとおりでございます。次の「概ね適切」、「要検討」につきましては、記載例にありますように、判定をした理由を明示していただき、どの部分について説明が足りないのかなどを個別に記載していただくことしております。

「県の政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見欄につきましては、これまでの判定から意見を記載する形に変えておりますが、県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記載いただきたいと思います。

様式4-2の施策評価の審議結果報告書についても、記載の考え方は同じですので、説明は省略させていただきます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

政策評価部会分科会の日程でございますが、冒頭に御説明しました分科会の進め方を踏まえまして、日程表を作成してございます。分科会の開催は6月4日の第1分科会、第3分科会から始まりまして、6月19日に終了する予定としております。集合時刻、審議終了の予定時刻等については、記載のとおりですが、宮城の将来ビジョンの審議終了時間については、対面審議項目の抽出状況により変わってまいります。

なお、開催場所は、すべて県庁を予定しており、会議室は記載のとおりでございます。

以上、議事(2)政策評価部会・分科会の進め方等についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

安藤委員 ビジョンの方なのですが、事前に審議をしないということにした場合の審議結果報告書はないのでしょうか。書面だけでできないこともないと思うのですが、いかがでしょうか。

企画・評価専門監 あくまで、対面審議をなくすということで、担当課の出席は不要ということでございます。

安藤委員 判定はやることになるのですか。

企画・評価専門監 判定はやっていただくことにはなりますが、成果は判定、施策を推進する上での課題と対応方針に対しては、御意見をお願いしたいと思っております。

堀切川部会長 資料6を見ますと、判定及び判定理由等の決定の部分だけは、予定時間が書かれていませんので、もめてもめなくてもこの流れでいくのかなと考えていました。対面審議がないものについては、頂いた書類だけで各分科会の委員の中で判定、原案を作っていただくということですね。

その他、いかがでしょうか。

折腹委員 よろしいですか。分科会の日程は、分単位で刻まれている感じがするのですが、時間的な余裕などはあるのでしょうか。

企画・評価専門監 時間配分につきましては、前回、平成22年度と概ね同じ時間で予定しております。震災復興につきましては、すべて対面審議で行いますが、ビジョンにつきましては、対面審議の事前抽出になりますので、その抽出の仕方によりまして、時間は圧縮されていくというような形になっていきます。

今回、震災復興の関係もございまして、審議対象案件が大幅に増えておりますので、時間的にも回数的にも前回より多くなっております。その中の限られた時間でやるとしますと、今の日程表では最大という形でとっております、各々の

日はこの形で実施いたしますが、ビジョンの方については、その時間の関係は抽出がなければ圧縮されるというような形になります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

堀切川部会長 時間的に制約もあつて、政策とか施策の質疑でなかなか各分科会の委員の皆様の御納得がいただけるところまでいけない場合も想定できるのですが、その場合、それぞれの分科会が4, 5回用意されておりますので、例えば、1回目から3回目までの中で、後で文書でもいいので、時間がない中で少し説明を書いて出してくださいというお願ひをしてもいいものなのでしょうか。

企画・評価専門監 平成22年度も書面で補うという場合があつたと思いますが、今年度につきましても同じように時間の関係や対面審議の抽出の関係等で、直接確認できなかった場合等につきましては、書面で補完するという形をとりたいと思つております。

堀切川部会長 その場ですぐに調べるのが難しいような数値的なものについても、書面で補えるのであれば、書面の内容を評価の判定に反映させたり、審議の時間があまり長くないようにできると思ひます。

企画・評価専門監 質問が必要な場合ですとか、どうしても確認が必要だとか、やりとりが出てきそうなものにつきましては、できましたら対面審議にさせていただきまして、数値的なものとか簡単にその質問だけで終わるようなものでしたら、書面に馴染むのかなという感じがいたします。

堀切川部会長 あと、念のため確認ですが、対面審議項目の事前抽出ですと前々日の午後3時、要質疑事項は分科会の前々日まで出すということになっているのですが、これは、土、日をはずした前々日ということでしょうか。

企画・評価専門監 失礼いたしました。土日を含まないで、前々日ということでお願ひできればと思ひます。

堀切川部会長 月曜日の分科会ですと、木曜日までということですよ。6月4日の分科会ですと、昨日までということに…。

成田委員 では、締切日を書いてもらってもいいですか。

堀切川部会長 6月4日の第1分科会と第3分科会から始まりますが、震災関係の政策、施策の審議なので、すべて対面ではやれるということですよ。

企画・評価専門監 要質疑事項の月曜日開催分についてですが、今日までお願ひしたいというメールを送らせていただいております。

先ほども申し上げましたが、「原則として」ということを要質疑事項には付記させていただいておりますし、非常にスケジュールがタイトでございますので、難しい場合には、当日ということでお願ひします。

堀切川部会長 ありがとうございます。それでは、第1分科会と第3分科会は6月4日に予定されておりますが、この分については、質問がありましたらできれば今日中にお願ひしたいと思ひます。

 その他、いかがでしょうか。

 さらに、念のためですが、資料9で、各分科会の日程等が出ていますが、この左から四つ目の委員集合時間までに集合すれば、ここで事前の論点整理の時間もとれるということですね。

企画・評価専門監 そうでございます。この時間までお集まりいただければと思ひます。

堀切川部会長 ということで、委員集合時間を目安に間に合うようにお互いに頑張りたと思ひます。

 予定していた議題については以上でございますが、委員の皆様から他に何かございませぬでしょうか。特にないようでしたら、これで議事を終了させていただきたいと思ひます。

 なお、次回の政策評価部会は7月13日の金曜日を予定しております。日程につきましては、別途委員の皆様にお連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

 それでは、ここで進行を事務局にお返ししたいと思ひます。

司 会 それでは、以上をもちまして、平成24年度第1回政策評価部会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 足 立 千佳子 印

議事録署名人 安 藤 朝 夫 印